

道路特定財源の見直しに関する意見書

道路は、住民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、少子・高齢化が進展する中（過疎化が進展する中）、地域の自立・競争力の強化を図るためには、地方が必要とする道路の整備を計画的かつ迅速に進める必要がある。

現在、国においては、行財政改革の一環として道路財源の余剰分を一般財源化することとして議論しているが、受益者負担を原則とする道路特定財源制度の基本理念に基づき、真に必要とする道路の整備に用途を限定し整備を推進すべきである。

本市では、点在する集落を連絡する主要地方道が未改良であり、道路防災上危険箇所が多く、災害時に対応する迂回路の確保も困難な状況にある。島内の交通体系は自動車への依存度が高く、とりわけ中央に位置する総合病院までの幹線道路の早期整備は、救急医療の面からも地域住民の切なる願いである。また、市の中心部を繋ぐ国道 350 号の慢性的な交通渋滞などの課題を抱えており、「安全で安心な地域を支える道路」にはほど遠い状況である。

よって、国会、政府においては、下記の事項について特段の配慮がなされるよう強く要請する。

記

- 1 道路特定財源の地方への配分割合を高めること等により、地方における道路整備財源の充実に努めること。
- 2 道路特定財源の暫定税率を延長し、道路整備に必要な財源を確保すること。
- 3 受益者負担の趣旨にそぐわない一般財源化や転用をすることなく、すべて道路整備を強力に推進するために充てること。
- 4 国道指定を受けている離島航路には、国道整備予算として道路財源を投入すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 27 日

新潟県佐渡市議会議長 梅 澤 雅 廣

内閣総理大臣	福 田 康 夫	様
総 務 大 臣	増 田 寛 也	様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎	様
国土交通大臣	冬 柴 鐵 三	様
衆 議 院 議 長	河 野 洋 平	様
参 議 院 議 長	江 田 五 月	様
経済財政政策担当大臣	大 田 弘 子	様